

## 船舶免許を申請される海事代理士の皆様へ

従前より海事代理士の皆様には、船舶免許申請手続きにつきまして、当局に免許申請される場合、当局の管内（神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県）に在住されている方のみとしていただくようお願いしてまいりましたが、依然として、当局管内以外の船舶免許申請を多数提出されております。

昨今の政府主導による働き方改革及び人員削減等、また過剰な時間外勤務抑制など、これ以上、当局職員の努力にも限界がございますので、令和7年4月1日以降当局管内に申請される船舶免許の申請につきましては、従前通り即日交付は行わないとともに新たに繁忙期につきましては中2営業日以降（48時間以後）の交付となる場合もございます。

特に、特定操縦免許移行講習終了後の申請時、航行区域の限定解除を伴う申請に関しては審査時間確保のため受付から最短7営業日以降の交付となりますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

また、ご承知とは存じますが特定操縦免許関係については、免許申請時に返納確約は制度上受付出来ませんので免許交付時に旧免許と引換が必須です。

令和7年3月17日 海上安全環境部長